



島根県報

令和4年9月16日（金）

号外 第 105 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

告 示**島根県告示第628号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	黒沢安城浜田線	浜田市弥栄町小坂964番7地先から同地先まで	前	メートル 5.20～ 6.26	メートル 17.89	浜田県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	メートル 5.20～ 8.35	メートル 17.89		
〃	浜田美都線	浜田市弥栄町木都賀イ2259番5地先から同イ2294番9地先まで	前	メートル 8.20～ 24.50	メートル 128.95		災害防除工事 拡幅
			後	メートル 8.20～ 25.43	メートル 128.95		

島根県告示第629号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	美濃地石見 横田停車場 線	益田市美濃地町口811番 地先から同市川登町 1757番地先まで	前	メートル 9.57～ 27.34	メートル 427.34	道路改良工事 拡幅
			後	9.57～ 83.06	427.34	

島根県告示第630号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	一の瀬折居線	浜田市三隅町室谷582番2地先から同579番2地先まで	メートル 95.18	令和4年 9月16日	浜田県土整備 事務所	